第七次筑後市総合計画の策定に向けた意見募集結果

１．意見等の募集期間　令和８年８月２７日（木）～令和８年９月２５日（金）
２．計画案の公開場所　市ホームページ、市役所本庁舎総合案内窓口、市立図書館、企画調整課
３．意見提出数　17 件（３人）　意見提出方法の内訳：電子メール　２人、電子申請　１人

寄せられた意見と、それに対する市の方針を、一覧表にして掲載します。

No.	意見	内容	市の考え方
1	第七次筑後市総合計画（素案:全35P）の５.総合計画の実現に向けて（P8）	PDCA を回すとあるが、第六次筑後市総合計画が終了に近づき、その計画に基づきどういった項目が実現されたのか、進捗率はどの位か、それを把握して、第七次筑後市総合計画を進めないと意味がないのでは？アンケートでは、実施状況が分からない！	筑後市では「行政評価」「予算編成」「人事制度」の仕組みを連動させ再構築した「行政経営システム」を運用しており、計画の進捗把握、評価及び評価結果を踏まえた改善を重視した PDCA サイクルを実践しています。 このうち、計画の進捗状況及びその評価については「まちづくり報告書」として取りまとめ、市公式ホームページで公表しています。 第七次総合計画についても第六次総合計画の進捗状況や評価結果等を踏まえて策定を進めています。 また、評価結果を踏まえた取組は、予算編成の過程を通じて具体化しています。その際には、評価結果に基づく庁内レビュー等を行い、市の将来像の実現に資する取組になっているかを組織的に検討しています。 なお、第六次総合計画における重点分野については、計画期間における具体的な事業展開のロードマップを「実施計画」として市公式ホームページで公表しています。
2	成果指標を市民に分かりやすいものにしてください	該当箇所 計画全般・進行管理および成果指標に関する部分 【意見】 計画に掲げる施策について、事業の実施回数や参加人数だけでなく、市民生活がどのように改善したかを確認できる成果指標を設定してください。また、基準値、目標値、達成期限、担当部署を明記し、毎年度の進捗状況を市ホームページなどで公表することを求めます。 【理由】 総合計画を実効性のあるものにするためには、「何を実施したか」だけでなく、「その結果、市民の暮らしがどう変わったか」を検証する必要があります。目標を達成できなかった場合には、その理由と改善策も公表することで、行政運営の透明性と市民からの信頼が高まると考えます。	基本計画（素案）P8「施策別計画の見方」に記載のとおり、本計画における成果指標は、「めざす姿」にどの程度近づいたかを客観的に確認するための代表的なものさしの一つと位置付けています。 市民生活や地域の状態は多面的であり、一つの指標だけで施策ごとの「めざす姿」の全てを表すことはできません。また、指標の数値は、市の取り組みだけでなく、人口動態、社会経済情勢、国の制度改正などの影響も受けます。 このため、評価に当たっては、目標値の達成・未達成を明確に確認したうえで、数値の推移、その背景にある要因、市の取り組みがどの程度寄与したか、関連するデータや現場の状況なども併せて分析し、施策全体として「めざす姿」に近づいているかを総合的に判断していくこととしています。 なお、施策ごとの基準値、目標値、担当部署を明記した毎年度の進捗状況については「まちづくり報告書」として取りまとめ、市公式ホームページ上で公開しています。
3	総合計画は、総花的な記載を回避し、指標の質を向上させ、地図と年表を活用して、次世代に分かりやすく説明できるようにしてください	該当箇所 全項目 【意見】 ①　基本計画の施策数を絞り、「この 10 年で必ずやる事業」と「状況を見て判断する事業」を明確に分けてもらいたい。すべてを「推進する」(推進:135 箇所)と書くことは、何も優先順位を決めていないのと同じではないでしょうか。 ②　指標の質を向上させ、活動指標を成果指標にするのではなく、市民の状態（転出、所得、健康、通学時間、浸水被害、農地、孤独など）が動いたかどうかで評価したほうが良いのではないでしょうか。 ③　地図と年表を活用して、文章による計画に加え、都市構造図（誘導区域・ハザード・	①　第七次筑後市総合計画は事業等の優先順位を直接定めるものではなく、「市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画」として作成しています。第七次総合計画では計画をより分かりやすくする観点から、第六次総合計画と比較して、施策を２８から２４に、基本事業を９４から７１に整理しています。 具体的な施策等の優先順位については、行政評価の結果、緊急性、必要性、効果、財政状況等を踏まえ、毎年度の予算編成の過程で決定しています。 ②　No.2 に対する回答と同じ。 ③　第七次筑後市総合計画は、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画として策定しており、個別事業の実施場所、時期及び工程の全てを掲載することは考えておりません。 また、利害関係者との調整については、事業内容や熟度に応じ、適切な時期に説明および

No.	意見	内容	市の考え方
		交通軸)、10 年間の主要事業年表（学校再編、施設更新、治水、産業団地）を必須資料としてもらいたい。場所と順番が分からない計画は、実施計画に示す時点で利害調整が不明確になるのではないでしょうか。 ④　次世代へしっかりと説明できるように、計画期間の終了時（概ね 10 年後）に、いまの子どもが市に残る・戻る理由を、住宅価格、所得、保育、教育、移動、災害の 6 点で説明できる構成にしてもらいたい。スローガンとしての将来都市像は、この 6 点の明確な裏付けがあって初めて意味を持つのではないでしょうか。	意見聴取を実施しています。 ④　第七次筑後市総合計画の将来都市像については、市政に大きな変化をもたらす事象が無い限り普遍的なものであるべきとの考えから、1984（昭和 59）年に定めた市民憲章に由来する都市像を引き継ぐこととしています。このため、将来都市像そのものを、住宅価格、所得、保育、教育、移動及び災害の６項目を中心とする構成に変更することは予定していません。 子どもや若い世代が将来に希望を持ち、筑後市に住み続けたい、または戻りたいと思える環境を整えることは重要な視点です。ただし、総合計画の将来像は、特定世代の定住・回帰だけを対象とするものではなく、全ての市民に共通する中長期的なまちづくりの方向性を示すものであるべきと考えています。
4	豪雨・浸水対策と避難支援を強化してください	該当箇所 防災、減災、国土強靭化および生活基盤整備に関する部分 【意見】 近年の集中豪雨や台風の激甚化を踏まえ、浸水想定区域、避難所、避難経路および避難情報の伝達方法を定期的に検証してください。また、高齢者、障害のある人、乳幼児、外国人など、避難時に支援が必要な人を地域で支える体制を具体化してください。 あわせて、次の取組を計画に明記することを求めます。 ① 河川、水路、排水施設の計画的な整備・維持管理 ② 内水氾濫対策の強化 ③ 避難所の空調、非常用電源、通信環境および衛生設備の充実 ④ ペット同行避難への対応 ⑤ 福祉避難所の確保と運営訓練 ⑥ 防災情報を受け取りにくい人への個別支援 ⑦ 地区別の防災訓練と避難計画の作成 【理由】 災害時の被害を減らすためには、施設整備だけでなく、情報伝達、避難支援、避難所運営まで含めた対策が必要です。特に、支援を必要とする市民を平時から把握し、実際に機能する避難体制を構築することが重要です。	風水害が激甚化する中で、情報伝達方法等災害対応の検証や地域での避難支援体制は重要な課題であると捉えており、施策 1-1「防災、減災と生活安全の推進」に、個別避難計画の作成や災害時の的確な情報発信、地域での防災訓練などを記載するとともに、「地域防災力と支援体制の推進」を基本事業に位置付けています。これらの取組については、総合計画の進行管理を通じて実施状況や成果を検証してまいります。 また、避難所環境の改善、ペット同行避難、福祉避難所の確保等の具体的な取組については、地域防災計画等の関連計画や毎年度の予算に基づき実施・検討してまいります。 このほか、施策 5-5「道路、河川・水路の整備と保全」では、道路冠水対策としての側溝整備や、河川・水路の改修、浚渫、大雨前の先行排水などにより、浸水被害の軽減に取り組むことを記載しています。災害時の被害軽減には、ハード対策とソフト対策の両面から取り組むことが重要であるため、今後も、国・県・周辺自治体、地域住民等と連携し、流域治水を推進してまいります。 総合計画は長期的なまちづくりの方向性を示す市の最上位計画であり、個別の取組の詳細は関連計画等で検討するため、これらの取組については総合計画への追記を予定していません。
5	水害リスクを前提とした土地利用と住まい方を示してください	該当箇所 防災・減災、土地利用、都市計画、公共施設に関する章 【意見】 筑後川・矢部川水系河川および内水の氾濫を「想定」ではなく「計画期間内に高確率で経験するリスク」として扱い、浸水想定区域内の新規立地抑制、既存住宅の嵩上げ・移転支援、避難の実効性（垂直避難・福祉避難所・浸水時の電源)、 公共施設の更新立地を基本計画で拘束力をもって示してもらいたい。 【理由】 気候変動により、計画規模を超える降雨の頻度は確実に上がっています。総合計画が防災を「啓発・訓練・備蓄」に留め、都市づくりの前提にしないと、同じ場所に同じ高さで公共施設や住宅が更新され、次の 30 年の被害が固定されます。特に高齢者・障害者の垂直避難が困難な低層住宅地、半地下設備を持つ公共施設、浸水で孤立する地域は、福祉・教育・産業の全分野に影響が波及します。ハザードマップの周知だけでは「知っているが動けない」世帯は減らないのではないでしょうか。	水害リスクを踏まえた土地利用や住まい方については、重要な課題であると認識しています。ご提案の内容については、地域の浸水リスクや土地利用の状況を踏まえ、地域防災計画や都市計画等の関連計画に基づき、必要性を検討するものと考えています。 なお、総合計画は、長期的なまちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位計画であり、総合計画への記載のみをもって、土地利用や建築行為を直接規制することはできません。こうした規制には、関係法令や条例等に基づく対応が必要となります。ご提案の規制や支援制度については、総合計画で個別に定めるものではないことから、追記は予定していません。 今後も、関連計画の策定・見直しや公共施設の更新に当たっては、浸水リスクを考慮するとともに、浸水リスクの周知に努め、被害の軽減を図ってまいります。

No.	意見	内容	市の考え方
6	子育て支援の格差解消について（政策２関連）	現在、隣接する八女市等では子供の医療費無償化や各種手当など手厚い子育て支援策が実施されています。一方で、筑後市における支援策は周辺自治体と比較して十分とは言えず、子育て世代の他市への流出要因になっていると感じます。人口減少を抑制するためにも、近隣市と同等以上の支援策を本計画に明確に位置付けてください。	令和７年国勢調査の速報値によると、久留米市以南の県内９自治体はすべて人口が減少しており、９自治体の合計人口は５年前に比べ 4.6%減少しています。このような中、筑後市は比較的減少幅が小さく 2.3%の減少に留まっています。また、県内全体では福岡市及びその近郊に人口集中が続いている状況です。 子育て世代が比較的多く含まれる 25～44 歳の人口移動状況を見ると、筑後市は福岡市・久留米市等の都市部に対して転出超過傾向にある一方、近隣自治体との間では転入超過傾向にあります。 当市においても保育料の軽減や高校生世代までの医療費助成、学校給食費への助成など、限られた財源の中で、施策の必要性や効果、他の行政サービスとのバランス、将来にわたる持続可能性などを総合的に勘案し、子育て支援策を実施しています。一方で、子育て支援をはじめとする各種行政施策は自治体ごとに、施策の内容・対象者の範囲・支援額の水準等様々です。このため、個々の世帯の状況によっては、他の自治体と比べ、受けられる支援が少なくなることもあれば、逆に多くなることもあります。 また、この点に、先に示した近隣他自治体との間での人口移動実績を重ね合わせて見ると、筑後市の子育て支援策と近隣自治体への子育て世代の転出との間に、直接的な因果関係があると判断することは困難であると考えています。 現在策定中の第七次総合計画では基本構想に示しているとおり、子育て支援施策に対する市民意識は「重要度が高く、満足度が低い」状況にあることも踏まえ、政策２「こども・子育てに関する政策」において、こどもや子育て世代にやさしいまちを目指し、各種施策を推進することとしています。 なお、医療費や学校給食費に対する支援等、居住する自治体によって受けられるサービスに格差が生じることが望ましくないものについては、全国市長会等を通じ、全国一律の制度として必要な措置を講じるよう、引き続き国に要望してまいります。
7	若者と子育て世代の定住につながる施策を具体化してください	該当箇所 人口減少対策、子育て支援、移住・定住、雇用および住宅政策に関する部分 【意見】 若者や子育て世代の転出抑制と定住促進を重要課題として位置付け、次の施策を計画に具体的に盛り込んでください。 ① 安定した雇用の確保と地元企業への就職支援 ② 若者・子育て世帯向け住宅取得および家賃支援 ③ 空き家の改修と流通促進 ④ 保育サービス、学童保育、病児・病後児保育の充実 ⑤ 結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援 ⑥ 若者が市政やまちづくりに継続的に参加できる仕組みの整備 【理由】 人口減少への対応は、単に転入者を増やすだけでは十分ではありません。筑後市で育った若者が地域に住み続けたい、または一度市外に出ても戻りたいと思えるよう、雇用、住宅、子育て、教育を一体的に進める必要があります。施策ごとに若年層の転出超過数や子育て世帯の定住率などの指標を設定することも必要です。	第七次筑後市総合計画では、人口減少を、避けることができない現実として正面から受け止め、いかに「適応」していくかという前提条件であるとの認識に立っています。そのうえで、人口減少スピードを抑え、減少幅を緩和させながら、人口減少後の社会のありようを先取りして、そこに向けた適応策を早めに講じていくという「縮む社会に賢く対応する」という基本的視点を基本構想に掲げています。第七次筑後市総合計画は基本構想に示しているとおり、「市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画」として策定しているため、ご提案の個別事業の全てを計画本文に追加して明記することは予定していません。具体的な取組は関連する個別計画及び毎年度の予算編成の中で、必要性、効果、財政状況等を踏まえ検討します。
8	福祉については、施設整備か	該当箇所 高齢者福祉、障害者福祉、地域共生、保健	総合計画は基本構想に示しているとおり、「市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示し、長期的なまちづくりの展望を市民と共有する最上位計画」であり、個別具体の取組は基本計画

No.	意見	内容	市の考え方
	ら「地域で暮らし続けられる条件」を明示してください	【意見】 特別養護老人ホーム等の整備数だけでなく、在宅限界を上げるサービス（夜間対応、家族のレスパイト、移動支援、生活支援の担い手）、8050・ヤングケアラー、障害者の就労と親亡き後、医療・介護の人材確保を、同じ基本目標の中で横断的に書いてください。 【理由】 施設整備は必要ですが、建設・運営の人材と財源は限られ、整備数目標は待機の見かけ上の解消に終わりやすいと思われます。筑後市のような人口規模では、専門人材は久留米市等の医療機関や医療・福祉法人との奪い合いになります。地域包括ケアを「理念」ではなく、中学校区（または小学校区）単位の社会資源マップと不足サービスで記述すべきです。また、介護・障害・子育てが世帯内で複合しているケースは、縦割り相談では漏れ、孤立死や虐待の予防ができないのではないでしょうか。	の施策別計画に記載の個別計画（又は関連計画）と毎年度の予算に基づいて実施するものです。 ご意見にある、在宅生活を支えるサービス、8050 問題やヤングケアラーへの支援、障害のある人の就労及び親亡き後への対応、医療・介護人材の確保などは大元の課題の性質や支援制度、実施主体がそれぞれ異なることもあり、その全てを同じ基本目標の中に横断的かつ具体的に記載した場合、情報量が過多となり、かえって市が目指す方向性や施策体系が分かりにくくなることが懸念されます。 このため、個別課題の全てを同じ基本目標の中に書き込むことは予定しておりませんが、ご意見にある縦割り相談で漏れるケースが生じることのないよう、必要な事例においては複数の機関が集まる支援会議によりケース検討を行う体制を講じ、対応にあたっています。
9	外国人施策における公平性の確保と地域秩序・不安解消について	近年、市内でも外国人の居住が増加しており、身近な生活圏でも変化を実感しています。他自治体や県においては、公金を用いた特定の宗教に配慮したガイドブックの作成や、学校給食への特定宗教食（ハラール食）導入要望など、特定の宗教・文化への過度な配慮や優遇とも捉えられかねない動きがあり、市民の間で不安の声が上がっています。 筑後市においては、特定の宗教や文化を過度に優遇することなく、行政の厳格な中立性と公平性を維持してください。また、礼拝施設等の建設や利用についても、周辺住民の生活環境や静穏が害されることのないよう適切な対応を講じ、市民が抱く治安や生活習慣の違いに対する不安を解消する施策・方針を本計画に明記してください。	現在策定中の第七次総合計画では、基本構想の時代潮流の項において、在留外国人の増加を背景とした多文化共生を課題として認識しています。そのうえで、施策 4-4 において「差別や偏見のない互いを認め合い支え合うまちになっている」ことをめざす姿として掲げ、取組を進めていくこととしています。 行政の中立性及び公平性については、特定の宗教又は文化を不当に優遇し、または不利益に取り扱うことなく、憲法をはじめとする関係法令及び判例に基づき、適切に対応してまいります。また、礼拝施設を含む建築物の建築及び利用については、施設の宗教的性質の有無にかかわらず、建築、土地利用、騒音その他の生活環境に関する関係法令等に基づき対応します。 これらは市政運営において順守すべき基本的事項であることから、特定の宗教または文化に関する方針を総合計画に個別に追加することは予定していません。
10	第七次筑後市総合計画基本計画（素案:全 59P）の 4.2 生涯学習の推進-3. 文化芸術と文化財保護・活用の推進(P31)	取り組みの方向性で、「文化芸術活動の場や郷土の歴史、文化財に触れる機会を提供することにより、市民の自主的な文化活動と地域文化の継承を推進します。」とある。市の HP を確認してもサザンクス筑後が開館 30 年経過しているが、おりなす八女 15 周年記念コンサート等を例にして、市民の年代を超えて参加できる文化活動（コンサート・記念祭）等を実施計画に織り込んで推進して欲しい。（施策の個別計画（又は関連計画）が載っていない） 例えば 2029 年（市制 75 周年、新庁舎完成、サザンクス開館 35 周年）に向けてとか・・・	幅広い世代の市民が文化芸術に触れる機会を設けることは、市民の自主的な文化活動や地域文化の継承を進めるうえで重要であると認識しています。 記念事業については、現時点で実施の予定はありませんが、コンサート等の文化事業の実施については関係施設及び関係団体との役割分担、事業内容、財源、実施効果等を勘案し、毎年度の予算編成の中で検討してまいります。
11	市内循環バス・公共交通の地域格差の改善について	現在の循環バス等の公共交通は、市周辺部や端の地域に住む住民にとって利用しにくく、利便性に偏りがあります。どの地域に住んでいても病院や買い物等への移動に困らないよう、デマンド型交通の検討やルーツの見直しなど、市内全域を網羅する移動手段の確保を計画に盛り込んでください。	公共交通施策については施策 5-4 において「持続可能な公共交通網が構築され、市民の移動利便性が高まっている」ことをめざす姿として掲げ、取組を進めていくこととしています。 地域によって公共交通の利用環境や利便性に違いがあることを認識しており、周辺地域においても、通院や買い物、通学など、日常生活に必要な移動手段を確保していくことが重要であると考えています。 一方で、公共交通の維持・確保には一定の財政負担が伴うことから、限られた市の財源の中で、地域ごとの人口構成や地理的条件、利用実態、移動需要などを踏まえ、それぞれの地域に適した持続可能な交通手段を検討していく必要があります。 今後も、中心市街地だけでなく周辺地域を含め、市全体の移動需要と交通サービスの在り方を見極めながら、持続可能な公共交通の確保と、市民の皆様の移動負担の軽減に取り組んでまいります。 なお、デマンド型交通の導入や運行ルートの見直しなど、具体的な取組については、「地域

No.	意見	内容	市の考え方
			公共交通計画」に基づき、市内の公共交通を一体的なネットワークと捉え、地域ごとの移動実態や利用状況、運行を担う人材の確保、財政負担等を総合的に考慮しながら、検討してまいります。
12	第七次筑後市総合計画基本計画（素案:全 59P）の 5.4 公共交通の充実(P42・43)	【課題】地域住民の身近な生活交通を担っているコミュニティ自動車は、高齢社会の進展に伴い、導入地域が増加しましたが、地域住民の高齢化に伴い、利用者の減少や運転士の担い手不足等の懸念が高まっているため、利用者の確保、持続的な運行体制の構築が課題となっています。（素案抜粋） 上記に対して、循環バスは見ていて乗車率が低いのは明らか⇒中心部以外のより広い地域への拡大要、コミュニティーバスは、利用者が多くなりすぎて利用回数の制限が回覧で回る等、実態とかけ離れた施策となっていて、運転手不足の解消、交通事業者の負担軽減のためにも“taxi 配車アプリ GO”等の利用拡大推進や“自動運転のバス運行”に向けた IT 企業・国・県との取り組みを実施計画に織り込んで欲しい。	羽犬塚駅周辺循環バスは、市の中心市街地周辺に点在する生活利便施設をつなぐ新たな交通手段として、地域公共交通計画に基づき、令和６年度から運行しています。現在、高齢者を中心に、ひと月に平均で 1,123 人が利用しており、高齢社会を見据えた日常生活を支える移動手段として着実に利用が増加しています。 一方で、路線バスやタクシーの運転手不足により、バス路線の減便・廃止や、タクシー事業者の廃業など、公共交通を取り巻く状況は厳しさを増しています。また、コミュニティ自動車についても、地域の移動需要に対応しながら、利用者の利便性を確保し、持続的な運行体制を構築していくことが課題となっています。 このため、路線バスや羽犬塚駅周辺循環バス、コミュニティ自動車など、それぞれの交通手段の役割を踏まえ、運行区域や運行方法の連携を図るとともに、地域ごとの移動需要や利用状況を把握しながら、必要に応じて、運行主体である校区コミュニティ協議会とコミュニティ自動車の運行内容などを検討するなど、持続可能な公共交通の確保と、市民の移動利便性の向上に取り組んでまいります。 タクシー配車アプリの活用については、民間事業者が提供するサービスであることから、市内のタクシー事業者と連携し、利用促進の効果や導入・運用にかかる費用、運用体制、市の関与のあり方などを踏まえ、活用の可能性を検討してまいります。 自動運転バスについては、安全性や運行体制、導入費用、関連法令の整備状況、国・県や民間事業者の動向などを踏まえる必要があることから、将来的な活用可能性について情報収集を行ってまいります。 これらの新たな技術やサービスについては、現時点で具体的な事業として実施計画に位置付ける段階にはありませんが、今後も技術の進展や導入効果、事業化の見通しなどを注視し、必要に応じて取組の具体化を検討してまいります。
13	自家用車を利用できない市民の移動手段を確保してください	該当箇所 公共交通、地域交通、高齢者福祉および地域生活に関する部分 【意見】 高齢者、障害のある人、学生など、自家用車を利用できない市民が、通院、買物、通学、行政手続などに困らない地域交通体系を整備してください。既存の公共交通に加え、デマンド交通、乗合タクシー、地域による移送支援などを組み合わせ、地域ごとの移動実態に応じた対策を進めることを求めます。 【理由】 自動車に依存した生活環境では、運転免許証を返納した高齢者などが外出しにくくなり、健康状態の悪化や地域からの孤立につながるおそれがあります。交通政策を単なる移動の問題ではなく、福祉、医療、教育、買物支援および地域活性化に関わる基盤として位置付ける必要があります。	公共交通は、高齢者や障害のある人、学生など、自家用車を利用できない市民の日常生活を支える重要な移動手段であり、通院や買い物、通学などに必要な移動手段を確保していくことが重要であると考えています。 本市では、地域公共交通計画に基づき、路線バスや羽犬塚駅周辺循環バス、コミュニティ自動車などの公共交通を維持・確保するとともに、地域ごとの移動需要や利用実態、地理的条件などを踏まえ、公共交通の利便性向上と持続可能な交通体系の構築に取り組んでいます。 一方で、運転士不足や人件費の高騰など、公共交通を取り巻く状況は厳しく、限られた財源や担い手の中で、持続可能な移動手段を確保していくことが課題となっています。そのため、既存の公共交通の維持・改善を基本としながら、デマンド型交通や乗合タクシーなどの新たな交通手段についても、地域ごとの移動実態や利用需要、運行体制、費用対効果などを踏まえ、その必要性や導入の可能性を検討していく必要があると考えています。 また、自家用車を利用できない市民の移動に関する課題は、交通分野だけでなく、高齢者福祉や障害者福祉、医療、教育、買い物支援など、さまざまな分野と関わるものであることから、関係部署や地域、交通事業者などとの連携も重要です。 今後も、地域ごとの実情や市民の移動ニーズを把握しながら、関係分野との連携を図り、誰もが安心して日常生活に必要な移動ができるよう、持続可能な公共交通の確保と市民の移動利

No.	意見	内容	市の考え方
			便性の向上に取り組んでまいります。
14	行政のデジタル化と対面支援を両立してください	該当箇所 　行政改革、自治体 DX および市民サービスに関する部分 【意見】 　行政手続のオンライン化や業務効率化が進められる一方で、デジタル機器の利用が難しい市民が不利益を受けないよう、窓口、電話、郵送などによる手続方法を確保してください。また、公民館など身近な場所でスマートフォンやオンライン申請を支援する取組を進めてください。 【理由】 　デジタル化は市民の利便性向上と職員の負担軽減に有効ですが、利用環境や技能には個人差があります。すべての市民が必要な行政サービスを受けられるよう、「デジタルを原則としながらも、デジタルだけに限定しない」という方針を計画に明記する必要があります。	2040（R22）年頃には「８掛け社会（労働力人口が現在の８割程度になる）」が到来すると言われており、行政サービスを維持するに足る職員数を確保できない時代が来ることも想定しておかなければならないと考えています。 　このため、デジタル技術を活用した業務の効率化を進め、限られた人員でも質の高い行政サービスを維持・継続していくことを目指しています。 　なお、ご意見のとおりデジタル機器の利用が難しい市民が一定数いることは承知しており、デジタルだけに限定する考えはありません。デジタル化が進んでも相談支援や市民との対話等、「人」でしか担えない領域が存在し、これこそ維持し続けなければならない行政サービスであるため、デジタル化によって生み出された人的・時間的余力をこうした分野に再配分すべきであると考えています。「デジタル機器の利用が難しい市民が不利益を受ける」という懸念を払拭できるよう、いただいた意見を踏まえ、より意図が伝わる計画書の表現について検討いたします。
15	市民参加を計画策定時だけで終わらせないでください	該当箇所 　市民協働、地域コミュニティおよび計画の進行管理に関する部分 【意見】 　パブリックコメントだけでなく、計画の実施、評価および見直しの各段階に市民が参加できる仕組みを設けてください。特に、若者、子育て世代、障害のある人、外国人など、従来の会議やアンケートでは意見が届きにくい人からも意見を聴く方法を工夫してください。 　具体的には、無作為抽出による市民会議、若者会議、地域別意見交換会、オンラインアンケートなどを組み合わせることを提案します。 【理由】 　総合計画は行政だけで実現するものではなく、市民、地域団体、事業者などとの協働が不可欠です。多様な市民が継続的に参加することで、地域の実情に合った施策となり、計画に対する理解と協力も得やすくなります。	総合計画の進捗については、毎年度の評価結果を「まちづくり報告書」として市公式ホームページで公表しています。また、市民の代表である市議会議員により構成される市議会においても、一般質問や決算特別委員会等の場においてご意見をいただいています。 　加えて、無作為抽出の市民を対象とする「まちづくりアンケート」を毎年度実施し、多様な市民からの声を聴くことに努めるほか、総合計画に基づく各行政分野の個別計画においても、進捗等を確認する外部委員会等を設ける等、市民・地域団体・事業者等から直接ご意見を聴いています。 　今後も、これらの取組をベースとして、市民の多様な意見を汲み取る工夫を続けていきます。
16	限られた財源の中で施策の優先順位を明確にしてください	該当箇所 　財政運営、公共施設管理および計画の実現方策に関する部分 【意見】 　人口減少や公共施設の老朽化を踏まえ、計画に掲げる施策の優先順位、概算事業費、財源および実施時期を可能な範囲で示してください。公共施設の統廃合や複合化を検討する際には、財政効率だけで判断せず、市民生活への影響、交通手段、災害時の役割、地域コミュニティへの影響を含めて検討し、早い段階から市民に説明してください。 【理由】 　多くの施策を並べるだけでは、限られた人員と財源の中で何を優先するのかが分かりません。将来世代に過度な負担を残さず、必要な行政サービスを維持するためには、選択の根拠と将来負担を分かりやすく示すことが必要です。	第七次筑後市総合計画は、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画として策定しており、個別事業の概算事業費、財源及び実施時期の全てを掲載することを目的としていません。 　具体的な事業の優先順位については、総合計画の各施策におけるめざす姿や施策の方向性に基づく行政評価結果のほか、個別事業の緊急性、その時点の財政状況等を踏まえ、最終的には毎年度の予算編成の過程で決定します。 　また、公共施設の統廃合等を検討する際には、これまでも財政面だけでなく、市民生活への影響、交通手段、災害時の役割及び地域コミュニティへの影響を含めて検討を行っており、これまでと同様に、市議会、地域、利用者団体等に対し充分な説明を尽くしていきます。
17	広域連携を「努力目標」ではなく「役割分担」を明確にしてく	該当箇所 　広域行政、都市圏、医療・消防・廃棄物・公共交通 【意見】 　久留米市、八女市、大川市、みやま市、柳川市、広川町、大木町など、近隣市町との	第七次筑後市総合計画は市の長期的なまちづくりの方向性を示す最上位計画として策定しており、個別サービス提供に係る納得性の向上と利用の促進を目的とする計画であるとは考えておりません。 　ご意見にもあるとおり、高度医療、大規模ホール、全路線の公共交通、高度な産業支援を市

No.	意見	内容	市の考え方
	ださい	消防・ごみ・医療・公共交通・文化施設の分担を、総合計画本文に「市が自ら持つ機能／圏域で持つ機能／持たない機能」として表形式で示してください。 【理由】 人口 5 万人規模の市が、高度医療、大規模ホール、全路線の公共交通、高度な産業支援を単独で完備することは不可能であり、無理に掲げると未達が常態化することになりかねません。九州新幹線筑後船小屋駅、筑後広域公園、九州芸文館、ごみ処理、二次医療は、すでに広域の性格を持っています。総合計画では、「連携」という言葉が 58 箇所ありますが、「連携を推進する」と書くだけでは、負担金の増減や施設の老朽化時に、市としての判断基準がありません。市民にとっても、「このサービスは久留米市で受ける」「この施設は筑後市が圏域に提供する」が明確に分かることが、納得と利用につながるのではないでしょうか。	単独で完備することは不可能であることから、行政分野ごとの個別計画や関連計画及び毎年度の予算編成の中で、サービスの必要性、持続可能性、費用負担及び市民の利便性等を踏まえ検討を行ってまいります。そのうえで、必要と判断されるものについては関係自治体と協議のうえ、分野ごとの適切な役割分担を検討します。また、その際には市議会・地域・利用者団体等に対し充分な説明を尽くしていきます。 なお現在、国の第３４次地方制度調査会において「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が主要なテーマとして議論されており、これらの議論の内容も注視していきます。